第１・第10の項目について

小中学校の養護教諭については、国の定数を活用し、小学校851名以上、中学校801名以上の児童・生徒が在籍する学校に複数配置しているところ。

　このほか、心身の健康を害している児童生徒に対してその回復のための特別　の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところ。

　　　府教委としては、これまでも、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、国に対しては定数改善を強く要望してきたところ。

文部科学省では、平成30年度概算要求において、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、3,800人の定数改善が計上され、その中において養護教諭の定数改善も盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られますよう求めていく。

　　　今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

　なお、教職員の産休・育休者に対しては、関係法令に基づき代替者を措置しているところであり、病休休暇等の代替者については、各学校の実情等を勘案の上、必要に応じて措置しているところ。

第2の項目について

教職員の産休・育休者に対しては、関係法令に基づき代替者を措置しているところであり、病休休暇等の代替者については、各学校の実情等を勘案の上、必要に応じて措置しているところ。

　　高齢者部分休業の代替については、制度として代替措置を講ずることは困難ですが、育児短時間勤務については、基本的に、その代替者について措置していく

第3の項目について

養護教諭に対する職務軽減については、平成20年度から、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとしたところ。

　　　なお、長期休業中の措置については、基本的には困難ですが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ、対処していく。

これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

第4①の項目について

ご要望の趣旨については、児童生徒の健康状況や学校の実情に応じ、特定の教職員の負担にならないよう、教職員相互の共通理解のもと、適切に対処することが望ましいと考えている。

第4②の項目について

宿泊を伴う学校行事の付添い教職員については、各学校における児童生徒の実態等を学校長が考慮し、適切に構成されていると認識している。今後とも、児童生徒の安全、教育効果等に配慮し、宿泊を伴う学校行事を計画・実施するよう指導していく。

医師・看護師の付き添いについては、平成１０年度より、「府立高等学校修学旅行看護師付添い措置」を実施し、日常的医療ケアを必要とする重度障がいを有する生徒に、看護師の付き添いを保障しているところであり、学校からの申請に基づき、予算の確保に努めているところ。なお、修学旅行等への医師の付き添い措置については、困難です。

手当てについては、「府立高等学校修学旅行看護師付添い措置支給要領」の「報償費」に基づき定めている。

第4③の項目について

旅費制度については、財政再建プログラム（案）に基づく府庁改革の一環で見直したものであり、要求にお応えすることは困難です。

第5の項目について

　府立学校については、校長・准校長等に対し、府立学校安全衛生管理者研修会等において、ご要望の趣旨を指導してきたところ。

　今後も、引き続き指導の徹底を図ってまいりたい。

　なお、市町村立学校につきましては、市町村教育委員会人事担当者会議等において、府立学校の取組状況等を情報提供するとともに、ご要望の趣旨を伝えていきたい。

第6の項目について

府立学校については、校長・准校長等に対し、府立学校安全衛生管理者研修会等において、法令に基づく衛生管理者等の選任について周知するとともに、ご要望の趣旨について指導しているところ。

今後も、引き続き、法令に基づく衛生管理者等の選任を周知するとともに、ご要望の趣旨についての指導の徹底を図ってまいりたい。

なお、市町村立学校につきましては、市町村教育委員会人事担当者会議等において、府立学校の取組状況等を情報提供するとともに、ご要望の趣旨を伝えていきたい。

第7の項目について

教育職員免許法の改正に伴う「養護教諭の保健授業担任」に関する事項の運用については、関係課と協議の上、養護教諭の負担にならないよう校内協力体制に留意しつつ、養護教諭の専門性が生かされ、児童生徒にとってよりよい健康教育の充実が図れるよう引き続き努めていく。

第8の項目について

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施している。

　評価者の「評価」に対する理解を深め、評価・育成能力の向上を図るため、評価者研修を実施しており、この中で、養護教職員の演習事例を作成するなど、実践的な事例研修に向けた取り組みを行っている。

　　評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議を踏まえ、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

　　引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいりたい。

第9の項目について

児童生徒の健康診断については、学校保健安全法に基づき実施しているところ。新たな検診項目等の導入にあたっては、安全・衛生面や必要性について十分な検討を行い、関係者への説明等も行った上で実施するよう、市町村教育委員会学校保健主管課長会などの機会を捉えて指導してまいりたい。

第10①の項目について

健康診断は、「学校保健安全法」、「学校保健安全法施行規則」、「学校保健安全法施行令」及び「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて」に基づき実施するとともに、「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参考とするなど、適切に行うよう市町村教育委員会学校保健主管課長会などの機会を捉え、周知している。

　　さらに、今年度、各学校におけるスムーズな検査と適切な事後措置につなげるため、専門医や学校医、養護教諭、体育科教員で構成する「運動器検診及び運動機能等に関する協議会」を立ち上げ、同検査に係るマニュアルを作成しているところであり、引き続き、各学校での検査の円滑な実施に向けて、支援していく。

第10②の項目について

運動器検診の実施や事後措置に係る業務については、「運動器検診及び運動機能等に関する協議会」において作成するマニュアルを市町村教育委員会等に情報提供を行うなど、引き続き、各学校において、適切に実施されるよう努めていく。

第11の項目について

　　色覚検査については、平成14年の学校保健法施行規則の改正により健康診断の必須項目から削除され、本人及び保護者から申し出があったときは、個別に対応することとなっている。

また、平成26年４月30日付け26文科ス第96号「学校保健安全法施行規則の一部改正等について」においては、「特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること」としている。

　　　児童生徒に対する色覚の個別検査においては、学校医と十分に相談の上、適切な対応ができる体制を整えるよう、市町村教育委員会に対し、指導・助言していく。

第12の項目について

食物アレルギー疾患を有する子どもへの対応については、本年２月に策定した、「学校における食物アレルギー対策ガイドライン」を踏まえ、適切に対応いただくよう、学校保健等担当指導主事連絡会、学校給食・食に関する指導主管課長会議や、６月に実施した学校給食担当者連絡会において、周知を図ったところ。

　学校における食物アレルギーは、校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、府教育庁では、７月に学校の管理職対象に「学校給食衛生管理・食育研究協議会」を開催し、学校給食における食物アレルギー対応の研修を実施するとともに、８月には、日本学校保健会主催で、学校におけるアレルギー疾患への対応に関するアレルギー講習会が教職員等を対象に開催しました。

　アレルギー疾患を有する子どもたちの対応については、平成27年3月9日付け教委保第2566号「アレルギー疾患対応資料の配付について（通知）」にて、通知・配付している「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」等を活用するよう案内しています。

第13の項目について

国（厚生労働省）においては、フッ化物応用法について、有効性や安全性について研究を行い、フッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を作成しました。

同ガイドラインには、フッ化物洗口を学校などの集団で実施する場合は、「学校歯科医の指導のもと、安全性等を確保して実施すること」など、安全に実施するための方法や留意事項が示されています。

　府教育庁においては、文部科学省からの「フッ化物洗口ガイドライン」の通知を踏まえ、府立学校、市町村教育委員会に対し、学校において実施する場合にはガイドラインを参考にするよう周知したところ。

　フッ化物洗口等を実施する場合には「ガイドライン」等を参考に、学校歯科医の管理と指導のもと教職員や保護者等がその必要性を理解し、同意が得られるようにするなどしっかりと手順を踏んで実施するよう、市町村教育委員会に対して指導・助言していきます。

第14の項目について

　承知のとおり、予防接種については、個別接種が原則となっています。しかしながら、個別接種では実施しがたい場合は、実施主体である市町村の判断により集団接種が可能となっていることを理解いただきたい。

第15の項目について

　　学校保健安全法において、市町村教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならないとなっています。

　学校保健会のマニュアルの改定が行われた場合、適切に対応されるよう、市町村教育委員会に対し、指導・助言していく。